

消防法施行令等の一部改正に係る運用についての通知案に関する質問

1) 特定小規模用自動火災報知設備(仮称)とは住宅用火災警報機を活用できると理解して良いのでしょうか。

- ・聴覚障害者への警報として音以外の警報機の設置も可能でしょうか。
- ・住宅用火災警報器を活用する場合は、すべての警報器が連動する(火災移報出力機能付き)ものに限定されますか。

2) 消防機関に通報する火災報知設備とはどのような物を言うのでしょうか?

- ・シルバーホンあんしんなども消防機関に通報する火災報知設備と理解して良いのでしょうか?
- ・警備会社と契約のもとで、警備会社を介して消防へ通報する設備でも可能でしょうか?

3) 居室内の私物について

消防庁においては、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策検討会」を設置し、認知症高齢者グループホーム等の実態把握に努めるとともに、火災実験及び消火実験を行い、これらの施設における消防用設備等及び防火管理等の防火安全対策のあり方について調査検討を行い、「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書(平成18年3月29日)」としてまとめました。

報告書は「それまで自宅で使用していた物を引き続き使用し、生活環境が急激に変化しないようにすることに配慮し、衣類、寝具類等の一定の個人所有物品の持込みは認めるべきである。」としています。

グループホームが基本的には「住まい」であることから個人所有物品の持込みを原則としては制限すべきではありません。(できるだけ安全な物を使用するよう、はたらきかけることは当然ですが)

個人所有物品の持込み(カーテンや絨毯、暖簾なども含めて)が禁止される物がありますか?

4) 共同生活住居が6項(ロ)(ハ)に位置づけられたことにより共同生活住居が存在する建物は

(16)イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

ということになるのでしょうか?

(16)項イとなると

「特定用途」部分の延べ面積が300㎡以上、あるいは建物全体の10%以上占める場合は、建物全体の全ての住戸に自火報を設置しなければなりません。

「特定用途」とは...不特定多数の人物が出入りし、避難経路の認識が十分ではないまま使用される建物の状態であり映画館、劇場、遊技場、飲食店、物品販売店舗、ホテ

ル、キャバレー、性風俗関連、宿泊可能なレンタルルームなどが含まれます。特定の入居者が生活している住まいであるグループホームを特定用途として扱うことは法の趣旨に反すると思いますがいかがでしょうか？

建物全体の10%以上占める場合となると、たとえば500㎡のアパートで50㎡以上の住戸を1戸借りた場合や、30㎡程度の住戸を2戸借りた場合でも影響は全体に及ぶことになります。10%という比率の科学的根拠は何なのでしょう？

アパートやマンションを借りてグループホームにする場合、グループホームに貸したために大家さんは全ての住戸に自火報を設置する義務を負うことになります。グループホームが退居を求められたり「入居お断り」になる問題が多発するおそれがあり、グループホームの設置が大変困難となります。

また、分譲マンションの住戸を使用する場合、自火報、スプリンクラー工事ともに「共有部分の変更」のため、総会議決が必要となり、設置費と維持費の負担が合意を難しくします。マンション規約による「特定用途の制限」が行われる可能性など、入居を巡るトラブルも予想され、工事を円滑に進めるためには、区分所有法を見直す必要も出てきます。グループホームを特定用途として扱わないようにするか、建物規模による緩和は考えられないのでしょうか。ご検討をお願いいたします。

5) 非常口等の表示について

前述した通り、グループホームは特定の入居者の住まいであり、非常口などの表示は不要と思われるかもしれませんが設置しなければならないのでしょうか

6) 防火管理者を選任することが必要になる収容人員について

交代で勤務しているスタッフの数は？

7) 火災による死者等が出た場合、防火管理者が刑事訴追を受ける可能性はありますか？それは具体的にどのような場合ですか？

・防火管理者として、グループホーム等においてはどのようなスタッフを想定していますか？

8) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備について

・給水方式として加圧装置付きの水槽を使用している家屋が多い中で、火災発生や地震時の消火を想定すると非常電源が必要な場合が想定されますが、義務付けはないのですか。

・スプリンクラー設備の設置に際し「水道が断水のときや、水圧が低下した時は、正常の消火効果が得られない」旨を、表示するとなっていますが、実際には家屋の所在地の状況や時間帯、季節などによって水道の水圧に大きな差が想定されます。

水圧が低下した時とは、具体的な数値ではどのような基準と考えるべきですか。

また、設置すべきでない水圧の基準や、測定の方法に基準はありますか。

- ・水圧・水量が丘陵地や上層階では不足する事態が予想されます。現状でどの程度簡易型スプリンクラーのヘッド性能が充足できなくなるのでしょうか？推定はできないでしょうか？
- ・充足できない場合、加圧装置の追加費用はどの程度となるのでしょうか？

9) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が困難な場合や効果が期待できない場合など、代替する器具は検討できませんか。自動消火器、消化液型の天井吊り簡易スプリンクラーなど。